

農地政策の見直しに関する提案

平成 20 年 9 月
社団法人日本農業法人協会

農地は、限りある経営・生産資源であり、国民に食料を供給するための基礎的な生産基盤である。その総量の確保、適正に管理されるための施策構築とその運用は政府が大計をもって取り組むべき重大な責務である。

農林水産省は、昨年 11 月に「農地政策の展開方向―農地に関する改革案と工程表―」を公表し、農地政策を再構築するための検討を進めている。

農業の発展に積極的に取り組む農業法人経営者が組織する（社）日本農業法人協会は、現場で農業を担う者としての視点から、提案をとりまとめた。

これまで地域の農業を担ってきた認定農業者や農業法人等が核となり、農地が農業上の目的で有効に利活用されるため、本提案が政府並びに国会で進められている農地政策の見直し、農地制度の改正に反映されることを求める。

記

1. 農地利用に関する理念の確立に向けて

- ① 農地は限りある経営・生産資源であり、有効利用をするものとの理念を明確にすること。その際、農地を所有・利用する者は、農業上の利用をせしめ、農業経営を通じて国民に食料を安定供給するとともに、農業の多面的機能を発揮する等の公益を担い有効利用する義務があることを明確にすること。併せて農地に対する国・地方公共団体並びに国民の責務についても明らかにすること。
- ② このような理念を明確にする際は、「食料・農業・農村基本法」の第 5 条（農村の振興）、第 22 条（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）、第 23 条（農地の確保及び有効利用）と整合性がとれたものとする。
- ③ 特に、「食料・農業・農村基本法」第 22 条「専ら農業を営む者等による農業経営の展開」との整合性を図り、専ら農業を営む者である認定農業者等、地域に根ざした意欲ある農業経営者の位置づけを農地政策の中において明確にすること。

2. 農地の面的集積の促進について

- ① 今般の農地政策改革における農地の面的集積に当たっては、「食料・農業・農村基本計画（平成 17 年 3 月 25 日）」の「農業構造展望」に平成 27 年におい

て「効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地が7～8割程度になることが見込まれる。」と明記され、かつ「21世紀新農政（平成19年4月4日）」において「効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地面積の7割程度を面的に集積を目指す」と明記されていることの実現に資するものとする。

- ② 市町村において面的集積を促進するに当たっては、管内の農地を利用している認定農業者の経営改善計画の達成の実現を図る観点を第一義とし、市町村基本構想との整合性に留意すること。併せて、市町村内の兼業農家・高齢農家の役割や今後のあり方についても留意すること。
- ③ 認定農業者や農業法人が現在、借り入れている農地は貴重な経営資源であり、その経営努力で積み上げられたものである。農地の利用については現在利用している者の意向や実績に基づくべきである。
面的集積の促進に当たっては、現に農地を借り入れ、利用する認定農業者等担い手の意向を踏まえること。面的集積を進める際には、農地の受け手全員参加による協議の場を設けて、農地の受け手同士が面的集積について協議し、その結果を面的集積の取り組みに反映させるとともに、面的集積組織はその実現に向け、農地の出し手に働きかける仕組みを構築すること。
- ④ 「委任・代理」による面的集積の仕組みの創設に当たっては、認定農業者や農業法人等へ農地の利用集積が促進されるよう留意すること。
- ⑤ 共同相続された農地の利用権設定を円滑化するため、経営基盤強化促進法にもとづく利用権設定にあたって関係権利者全員の同意を必要とする規定を見直すこと。

3. 農地の権利移動規制の見直しについて

- ① 権利移動規制の見直しに当たっては、転用期待や不耕作目的（産業廃棄物投棄）、転貸目的等の好ましくない権利取得を排除するための措置を講ずること。そのためには現行の事前規制は所与の見直しを図った上で堅持しつつ、計画の実効性を十分にチェックすべきである。また、新たな事後規制（農業利用が不可能になった際の退出ルールの明確化、撤退により地域の農地利用が混乱をきたさないよう担保する措置等）を設けること。また、農業生産法人制度等各種制度・施策との整合性を図ること。
- ② また見直しに当たっては、「食料・農業・農村基本法」の趣旨と認定農業者の経営改善計画の実現を支援する観点から、市町村基本構想等に既存の担い手の経営発展に支障を来さない措置を明確にすること。

- ③ 農地の貸借の緩和については、権利取得の基準となる、農地を適切に使用する見込みの判定に当たっては、農業生産法人・特定法人以外の法人においては、機械・労働力の確保状況に加えて、現行の特定法人に課せられている要件、農業従事者が1名以上いることを条件とすること。所有権の取得については、既存の農業生産法人の要件を原則とすべきである。また、所有・貸借にかかわらず、毎年、農地が適正利用されていることを確認するため、生産や経営の結果を報告することを義務化し、農地が有効利用されているか農業委員会等において確認すること。
- ④ 認定農業者が経営改善計画達成のため市町村、都道府県を越えて農地の権利を取得する際に計画を認定した首長もしくは都道府県知事はその旨の証明するなど、地域を越えた農業経営活動に当たっての信用を補完する措置を講ずること。
- ⑤ 農地の貸借にあたっての規範となる公的な賃借料の基準が必要である。生産コストや価格変動への対応など、より利用する側の実態を反映する賃借料の設定方式を検討すること。
- ⑥ 「小作人」、「小作地」、「小作料」等の時代にそぐわない法律用語を見直すこと。
- ⑦ 20年超の長期の賃貸借の創設に当たっては、現行の20年以下の賃貸借において期間の長短を問わず、合意解約の原則があるが、地主から返還を求められた場合、賃借人は否とは言えない実情がある。よって超長期の賃貸借制度の創設に当たってはこのような問題についての是正措置が必須である。併せて賃貸借期間の長期化に際しては有益費の償還ルールの明確化すること。

4. 優良農地の確保・耕作放棄地対策について

(1) 全国共通的な優良農地の確保対策等

- ① 優良農地の確保に当たって国・都道府県・市町村等の関与を明確にすること。
- ② 優良農地の確保のため、農業経営確立の観点を踏まえ、農用地区域からの除外の厳格化、公共転用の許可対象化、農用地区域への編入促進と面積要件の引き下げ等を講ずること。

③ 遊休農地、耕作放棄地、急傾斜地区等の条件が不利な農地を引き受け耕作する農業者に対して、準備金制度等の支援措置を講ずること。

また、遊休農地等であって、面的なまとまりがなく、経営上利用が困難な農地について、経営上利用が可能なレベルにまとまるまで、保全管理を行う農業者に対し、そのコストを補償する制度を創設すること。

④ 耕作放棄地の解消に当たっては、農業的利用に服することに最大限の配慮を行いつつ、農業的な利用が困難な地域においては植林等非農業的利用が機動的に行えるよう検討すること。

⑤ 「中山間地域等直接支払制度」は耕作放棄地や遊休農地の発生防止に効果を発揮しているが、急傾斜地の畑や樹園地において、ほ場や作業道の管理等の負担が大きいケースなど、管理負担の実態に応じて水田との交付単価の格差について是正する措置を講ずること。

⑥ 耕作放棄地の所有者に対する指導、是正措置についてより実効性の高い措置を講ずること。

(2) 都市地域の優良農地の確保対策等

① 都市政策の中で都市農地の位置づけを明確化し、「都市農地を持続的に保全する制度」の確立が必要である。都市計画制度、生産緑地制度の見直し、市街化区域内で住宅地と農地が共存・共栄できる制度を構築すること。

② 農業経営改善計画の認定が受けられない者を解消するための市町村基本構想の作成促進、市街化区域内における国の農業施策の適用拡大等、都市地域においても、他の地域同様専ら農業を営む者、その意欲がある者の経営展開を支え得る措置を講ずること。

③ 農地税制のあり方について検討する際には、都市農地の保全、都市農業の振興、都市農地の確保と有効利用を実現する観点についても配慮すること。

具体的には、相続税納税猶予の適用を受けている生産緑地についても貸し付けが可能となる措置、市街化区域内の「宅地化農地」についても、農地として保全・利用されている場合は、都市の空間や緑の確保等の役割を果たしていることから保有コストを軽減する措置等を検討すること。

5. 農地情報の提供システムについて

農地の利用は地域の農業者による利用を前提とし、地域内で利用が困難なものについて地域外の者に情報を提供すべきである。その上で、売買あるいは貸借で

きる農地がどこに、どのような条件・状況で存在するのか、アクセスできるよう農地情報の提供システムを構築すること。なお、情報の提供に当たっては、個人情報保護に十分留意すること。